

高等学校等就学支援金について

就学支援金とは、家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。就学支援金を受給される場合、授業料と相殺しますので、授業料の負担は生じません。

【支給要件】

- ・日本国内に住所を有していること。
- ・過去に高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業していないこと。
- ・過去の高等学校等の在学期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えないこと。
- ・保護者等(親権者)全員の所得について、算定基準額が30万4,200円未満であること。
(年収目安は、合計で約910万円未満)

算定基準額

課税所得額(課税標準額)×6% - 市町村民税の調整控除額 < 304,200円

※調整控除額とは、「税額控除額」から「配当控除」、「住宅借入金等特別税額控除」

「寄附税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額の控除」を差し引いた額

※親権者が2人いる場合は、2人の合計の金額により判断